

令和4年7月19日

保護者 様

神埼市教育委員会
教育長 末次 利明
神埼市立千代田東部小学校
校長 五反田 康子

家庭学習のための通信環境整備及び学習者用端末等
(タブレット端末及び機器)の貸与について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本市の学校教育活動に多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、学校の授業で活用している学習者用(タブレット)端末を家庭学習でも活用できるよう、小学校5年生から中学校3年生の児童生徒を対象に、家庭への持ち帰りを9月上旬から行います。今後は当該端末を活用したオンライン授業等を実施することも想定され、家庭でインターネットを利用した調べ学習やオンラインで授業を受けたりするためには、各ご家庭にWi-Fi(無線通信)環境等を整備していただくとともに、児童生徒に端末等を貸し出す必要があります。

つきましては、学習者用端末等の貸与手続きとして、別添の「神埼市立小中学校学習者用端末等貸与手続きについて」をご確認いただき、8月25日(休曜)までに「学習者用端末等貸与依頼書(様式第1号)」を所属校にご提出いただきたくお願い申し上げます。

保護者の皆さまにおかれましては、教育のICT化に対応した家庭での学習が可能となるよう、通信環境整備(準備)及び学習者用端末等(タブレット端末及び機器)の貸与についてのご理解等を宜しく願います。

なお、現在インターネット環境が無く、モバイルWi-FiルーターによりWi-Fi環境整備を考えているご家庭につきましては、ルーター機器を無償で貸し出します(※対象条件有り)。

当該機器の無償貸与をご希望の場合は以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】神埼市教育委員会

○タブレット端末等の貸与について

学校教育総務課 教育総務係

TEL:0952-37-3591

FAX:0952-52-2111

E-mail:gakkou-soumu@city.kanzaki.lg.jp

○タブレット端末等での学習(活用)について

学校教育課 教育指導係

TEL:0952-37-3592

FAX:0952-52-2111

E-mail:gakkou-kyouiku@city.kanzaki.lg.jp

1. 家庭学習に必要な通信量の目安

○通常の家庭学習…月3GB(ギガバイト)程度

[想定する状況]宿題をデータ送信で提出する。インターネットで1日30分から1時間程度の調べ学習等を行う(動画は見ない)。

○臨時休校時のオンライン授業…月20GB(ギガバイト)程度

[想定する状況]平日の毎日、午前2時間、午後2時間のオンライン授業を受ける。

2. Wi-Fi整備の方法(一般的な事例)

○自宅のパソコンでインターネットを利用している場合

…家庭の機器(無線LAN ルーターやモバイルルーター)と学習者用(タブレット)端末の設定を行うことでインターネットに接続できます。

○インターネットを利用していない、またはスマホでインターネットを利用している場合

…モバイルWi-Fiルーターをリースや購入により用意し、通信事業者と通信契約をすることで、学習用端末をインターネットに接続できます(ルーターと通信契約がセットになっている場合もある)。または、スマホ等のテザリング機能を利用することでも、学習用端末をインターネットに接続できます(テザリング機能が使用できる機種や通信契約プランが必要。また、スマホ等の通信量が増大しやすい)。

近年、比較的安価な通信契約プランも出ています。最適な整備方法等について各通信事業者にご相談ください。別紙「Wi-Fi環境整備の方法について」を参考にしてください。

3. 通信契約等

○通信契約 ※既に契約をされている場合は必要ありません。

家庭で任意の通信事業者と通信契約を行う必要があります(貸与するモバイルWi-Fiルーターはどの事業者のSIMにも対応します。SIMの種類は「micro SIM」です。)

契約内容は、上記の「1. 家庭学習に必要な通信量の目安」を参考にして、通信事業者にご相談ください。なお、通信事業者によりサービス提供エリアが異なる場合がありますので、お住まいの地域で利用可能かどうか併せてご確認ください。

【契約手続】未契約の場合は、令和4年8月末までに契約をお済ませください。

【通信利用】令和4年9月3日(土曜)から通信利用ができるようにお願いします。

※詳しくは、学校教育総務課(Tel0952-37-3591)までお問い合わせください。

○費用

通信契約及び通信にかかる費用は、契約者(保護者)の負担となります。

なお、生活保護教育扶助世帯及び就学援助世帯は、就学援助制度にて当該通信費の一部を援助することができます。

※詳しくは、学校教育総務課(Tel0952-37-3591)までお問い合わせください。

※モバイルWi-Fiルーター貸与対象条件

① 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童生徒

② ①のほか、校長が必要と認める環境が整備されていない世帯の児童生徒

【添付資料】

資料1 … 学習者用端末(タブレットPC)を家庭で使用する上でのルールについて

資料2 … 神崎市立小中学校学習者用端末等貸与手続きについて

資料3 … Wi-Fi環境整備の方法について

資料4 … 【保護者の方へ】家庭でのWi-Fiへの接続方法

資料5 … 神崎市立小中学校学習者用端末等使用条件

様式第1号 … 学習者用端末等貸与依頼書及び記入例